



消費生活ミニ通信 Vol.1 (2025年6月発行)



「消費生活」とは、私たちが日常的に行う消費活動のことを指します。具体的には、食べ物を買ったり、外食をしたり、公共交通機関を利用したりすることが含まれます。消費生活の中で発生するトラブルを「消費者トラブル」と呼び、これに巻き込まれないように知識を身に着けましょう。

近年、単身や高齢世帯の増加、情報技術の急速な進歩、国際化の進展など消費者を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、悪質商法は日々新しいかたちで登場し、その手口は巧妙化、多様化しています。

そのような悪質商法による被害を防ぐには、まず、最新の手口や被害情報を知ることが必要です。テレビや新聞のほか、国民生活センターのホームページやメールマガジン、消費生活センターや消費者団体が発行する広報誌や開催する学習会、講演会など、情報はいろいろなところから入手できます。

市消費生活センターでは、「消費生活ミニ通信」で消費者トラブルに関する情報を発信していきます。
早速、昨年度多かった相談内容を紹介します。格安商品の購入は慎重に！

気づかぬうちに定期購入に！

「いつでも解約可能」という広告を見て健康食品を購入し、2回目以降は解約しようと連絡をすると、「1回のみの購入では解約できない」と言われ、申込時に想定した以上の支払いが必要となった。

▷「定期縛りなし」「いつでも解約可能」という表示をみると、継続期間や購入回数が決まっていない「定期購入」という印象をもってしまいますが、実際には、初回の低価格の商品のみ購入して2回目以降を解約するときは違約金を請求されるケースがあります。



《相談員からのアドバイス》

▶広告(チラシ)は、隅から隅までよく読みましょう。小さな文字で定期回数縛りや2回目以降の金額に関して記載されていることがあります。
▶インターネット通販は、申込前に「最終確認画面」を最後まで読み、契約条件を確認しましょう。また、スクリーンショットの画像を保存しましょう。

◆定期購入トラブルを未然に防ぐためのチェックリストを活用しましょう。
□定期購入が条件になっていないか。
□継続期間や購入回数が決められていないか。
□支払総額はいくらになるか。
□解約の際の連絡手段を確認したか。
□解約・返品できるか、解約・返品の条件を確認したか。
□お届け予定日や利用規約の内容を確認したか。



相談員による出前講座の案内

- ◆消費生活講座：悪質商法の最近の手口と対処方法、クーリング・オフの解説等
- ◆暮らしの契約講座：契約の基本、クレジットカードの仕組み、賃貸住宅の契約等
- ◆情報モラル講座：ゲーム機やスマートフォン等を安全に利用するための知識や心構え、SNSに潜むリスク、著作権について（子ども向け）
- ◆対象：おおむね10人以上の市内在住・在勤の団体、グループまたは学校等
- ◆申込方法：開催日の1ヵ月前までに所定の申込書にて申込む
- ◆申込先：那須烏山市生涯学習課 生涯学習・スポーツグループ
(☎0287-88-6223)
- ◆問合せ先：那須烏山市商工観光課 商工振興グループ
(☎0287-83-1115)

消費生活に関するトラブルや困りごとは
お気軽にご相談ください！

万が一、被害にあってしまっても、恥ずかしく思うことはありません。家族などが被害にあったときも非難してはいけません。諦める必要もありません。泣き寝入りしたら、むしろ被害が拡大してしまいます。

被害にあったら、消費生活センターへ相談してください。専門の相談員が助言や事業者との交渉の手伝いなどを行います。

また、被害にあわなかった場合でも情報提供をお願いします。



消費者ホットライン

局番なしの ☎188 (いやや！)

最寄りの消費生活センターにつながります。

…専門の相談員が一緒に解決の方法を考えます…

那須烏山市消費生活センター

☎0287-83-1014

受付時間：9:00～12:00/13:00～16:30（土日祝日・年末年始を除く）

那須烏山市役所烏山庁舎(1階)商工観光課内